

○桐生市総合教育会議運営要綱の一部改正について

1 改正内容

【改正前】

(事務局)

第 8 条 会議の事務局は、共創企画部企画課に置く。

【改正後】

(事務局)

第 8 条 会議の事務局は、教育委員会教育部総務課に置く。

2 改正理由

これまで桐生市では、総合教育会議に関する事務局を共創企画部企画課が所管し、教育大綱の策定に関する事務を教育委員会事務局が所管しておりましたが、令和 2 年度は、第 2 期桐生市教育大綱策定に向けた作業を速やかに進める必要があります。

このため、総合教育会議の事務局と教育大綱の策定について、教育委員会事務局が一体的に所管することとし、事務の合理化と効率化を図るものです。

3 施行期日

令和 2 年 4 月 3 0 日（協議書締結日）

4 事務移管方法

地方自治法第 1 8 0 条の 2 に定める「補助執行」

協 議 書

桐生市長と桐生市教育委員会とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき、桐生市長の権限に属する事務の一部を、令和 2 年 4 月 3 0 日より、桐生市教育委員会事務局の職員をして補助執行させることについて、下記のとおり協議が成立した。

記

桐生市長は、令和 2 年 4 月 3 0 日より、桐生市教育委員会事務局の職員をして、次の各号に掲げる事務を補助執行させる。

- 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）（以下、「法律」という。）第 1 条の 3 の規定による大綱の策定に関すること。
- 2 法律第 1 条の 4 の規定による総合教育会議に関すること。

この協議の成立したことを証するため、この協議書 2 通を作成し、記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 2 年 4 月 3 0 日

桐 生 市 長 荒 木 恵 司



桐生市教育委員会教育長 柴 崎 隆 夫

